

## 「民主的な国家社会の形成者」の育成を阻む 文科省通知の問題点を見逃さず捉えよう

公職選挙法改正によって選挙権年齢が18歳以上となり、高校や中等教育学校・特別支援学校高等部の生徒の一部が、選挙権を有することになります。文科省は、通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」(2015年10月29日)を出し、それに伴い、高校生の政治参加を全面的に禁止した従来の通知(1969年)は廃止するとしました。しかし、今回の通知にも、看過できない大きな問題点があります。

( 施行日は2016年6月19日。国民投票は2018年6月21日より投票権 )

### 高校生も主権者の仲間入り 自由で自主的な政治参加の保障が必要

日本の公職選挙法は、自由な言論活動を不当に制限し取り締まるもので、国連人権規約委員会からは繰り返し改正の勧告が出されるほどです。そのような中、日本では「『お上』の言うことには逆らわない、政治的な発言はご法度」 という政治的無関心が国民の中に蔓延してきたといえます。しかし、昨年の戦争法(安保関連法) 反対のとりくみの広がりにより、国民は、立憲主義・民主主義を取り戻すために変わり始めています。高校生も行動をはじめました。

生徒たちが選挙権を持つようになることは、私たちにとっても、とてもうれしいことです。生徒たちが大いに政治を語り合い、また私たちも生徒たちと政治について語り合っ、互いに民主主義・立憲主義の精神を鍛えていくことにより、平和で民主的な国家及び社会の形成者となることができます。生徒たちの生活の場である学校は、政治について自由で自主的な意見交換の場にならなければなりません。しかし、文科省通知はどうでしょうか。

### 「政治的教養」を矮小化する文科省通知

「政治的教養の教育に関する指導上の留意事項」の項で通知は、教育上重視する事項として「議会制民主主義など」の民主主義の意義、「選挙や投票」が政策形成に及ぼす影響などの政策形成の仕組み、具体的な投票方法を重視することとしていますが、これらは、「政治的教養」をあまりに矮小化したものです。

選挙権は、行政の責任で誰でも行使できるようにすべきもので、「具体的な投票方法」を政治的教養として求めるのはおかしい話です。選挙で求められる教養とは、どんな社会を目標にす

るのか、そしてそのためにどの党・候補者に投票するのかを、主体的に判断する力です。その力を養うために、いろいろな情報を集めて考え、また行動することが大切なはずで

。「議会制民主主義」のみを民主主義の例として挙げ、政策形成に対して影響を及ぼすのは「選挙や投票」であると強調することも見逃せません。

自公政権は「経済」一辺倒の喧伝で票を集め、選挙が済めば立憲主義・平和主義の破壊へと暴走しました。それに対しかつてない広範な国民から戦争法ストップの声が全国各地で上がったのでした。通知は、このような国民の行動を否定する意図があからさまで

### 生徒の政治活動を威嚇、自粛させる文科省通知

「生徒の政治的活動等」の項で通知は、生徒が行う「選挙運動や政治的活動」について、学校は 授業、生徒会活動、部活動において行うことは、政治的中立性を確保するため禁止することが必要 放課後や休日でも校内で行うことは、他の生徒の学習活動や施設の管理、また政治的中立性の確保の観点から支障が生じないよう、制限・禁止が必要 放課後や休日に校外で行うことは、違法または暴力的になる場合は制限・禁止が必要であり、熱中のあまり学業等に支障があるなどの場合は禁止も含めて指導する などと威嚇しています。

教育基本法は、「学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と定めていますが、これは、教職員が生徒に対して行うこと

の定めであり、生徒が行う自主的活動について禁止・制限できるものではありません。驚くべきことは、通知が言う「政治的活動」は、特定の政党の支持不支持とともに「特定の政治上の主義若しくは施策を支持またはこれに反対すること」を目的とし、その効果が「特定の政治上の主義等の実現」になるような行為であるとしていることです。

例えば、国民の間で経済格差がますます広がる中、生徒会等が「教育費無償化」の運動をすることは、重い学費負担を押し付ける政府の「受益者負担」の政策に反対することになります。また、憲法の根幹である戦争放棄・平和を唱えたとしたら、「積極的『平和』主義」と称して武力行使に前のめりの政府の立場とは相反します。これらが「政治的中立性の確保」の観点から許されないのならば、生徒も教職員も萎縮し、政治からひき離されてしまうでしょう。

### 主権者の先輩である私たちが憲法の理念を守り、体現しよう

憲法 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない

憲法 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する

憲法が保障する国民の権利を、高校生であることを理由に制限されることは許されません。また、私たち教職員が「『お上』ににらまれないように」政治から距離を置き、できるだけものを言わずにいようとすれば、とても生徒たちの手本となることはできません。

主権者の先輩として、憲法の理念を守り、体現する このことこそが、18歳選挙権を目前にした今、高校生の自由な政治参加を守り育てるために、私たち教職員に求められていることではないでしょうか。岐路に立つ立憲主義・民主主義を取り戻すためにも、高校生とともに頑張りましょう！